

第7期町田市介護保険事業計画の概要について

1. 計画策定の背景と目的

町田市では、1993年に老人福祉法第20条の8に定められた市町村老人福祉計画として「町田市高齢社会総合計画～みんなでつくる暮らしやすい・まちだ～」を定めました。その後、2000年の介護保険制度の実施に伴い、「介護保険事業計画」を策定し、3年ごとに改定を重ねてまいりました。

2017年度は、現行の第6期介護保険事業計画（以下「第6期計画」という。）期間の最終年となるため、第7期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）を策定します。本計画は、第6期計画の国等の動向を踏まえ、地域包括ケアの推進と介護保険事業の円滑な運営を目指します。

計画期間は、2018年4月から2021年3月までの3ヵ年です。

2. 計画の位置付け

本計画は、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画であり、「まちだ未来づくりプラン」、「町田市5ヵ年計画17-21」に即し、老人福祉法第20条の8に基づく「町田市高齢者福祉計画」や、地域福祉計画等の関連計画との整合や連携を図りながら策定します。特に、「町田市5ヵ年計画17-21」では、「地域包括ケアの推進」を重点事業に掲げ、本計画及び高齢者福祉計画の策定・進捗評価に係る事業や、介護施設整備事業、介護人材開発事業等に取り組んでおります。

3. 本計画の基本施策

本計画は、以下の7つの基本施策をもとに展開する予定です。

- (1) 地域ネットワークの充実
- (2) 地域の支え合いと介護予防の推進
- (3) 状態に応じた切れ目ない在宅医療・介護サービスの仕組みづくり
- (4) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進
- (5) 在宅高齢者とその家族への支援の推進
- (6) 介護サービスの基盤整備
- (7) 介護サービスの質の向上と適正化

4. 計画の策定及び推進体制

計画策定にあたり、高齢社会総合計画審議会（※）に諮問します。

※町田市高齢社会総合計画審議会（以下「審議会」という）

- 根拠条例：町田市高齢社会総合計画審議会条例
- 委員数：20名
- 構成員：学識経験者3名、保健医療関係代表4名
福祉関係事業者代表4名、福祉関係団体代表4名
町田市民5名（公募）

5. 2016年度の取り組み

高齢者や関連事業所の実態、地域の課題を把握するため、第6期計画の進捗確認、各種調査を行いました。

- ①2017年3月に審議会を開催し、第6期計画の進捗状況や、各種調査（市民ニーズ調査、在宅介護実態調査、事業所調査）の実施状況について報告を行いました。
- ②各種調査（市民ニーズ調査、在宅介護実態調査、事業所調査）は、2017年度中に報告書を作成、公表します。

6. 今後の取り組み

- ①7～8月中に中間答申、9月に2017年第3回町田市議会定例会で行政報告を行います。
- ②9～10月中にパブリックコメント、12月に2017年第4回町田市議会定例会で行政報告を行います。
- ③2018年2月に答申、3月に2018年第1回町田市議会定例会で行政報告を行います。

↓

2018年4月から、本計画に基づき、介護保険・高齢者福祉施策を進めます。

第7期町田市介護保険事業計画の概要

国等からの方針・法改正等

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案

- ・自立支援、介護予防、重度化防止の推進
- ・地域包括支援センターの機能強化

介護保険制度の見直しに関する意見
(社会保障審議会介護保険部会 2016.12.09)

- ・適切な指標による実績評価
- ・地域ケア会議の業務の具体化・明確化
- ・認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ・中重度者の在宅生活を支えるサービス機能の強化
- ・入退院時等における医療・介護連携の更なる充実
- ・介護人材の確保

「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(2016.12.26改正)

- ・医療・介護連携の推進(利用者の視点に立った切れ目ない医療・介護の提供体制の確保)
- ・認知症施策の推進(地域ごとの、状態に応じた適切なサービスの提供)

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」構成案

- ・高齢者虐待の防止(家族支援)
- ・地域ケア会議における課題の検討
- ・人材確保及び資質の向上

「ニッポン一億総活躍プラン」(2016.06.02閣議決定)

- ・「介護離職ゼロ」に向けた「安心につながる社会保障」(介護人材確保のための総合的な対策)

第6期進捗評価と各種調査分析に基づく今後の方向性

1 地域ネットワークの充実

- ・高齢者支援センターの人材育成、事業評価の更なる推進。
- ・地域ケア会議のあり方検討、仕組みづくり。
- ・地域ネットワークの一層の充実。

2 社会参加の推進と介護予防

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の制度周知と安定的な運用。
- ・地域住民、NPO等の地域資源と連携した支援体制の充実・強化。

3 医療と介護の連携による自立生活の支援の推進

- ・「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」内容の市民への更なる周知。
- ・地域ケア会議の開催数等の地域差解消に向けた、運営方法等についての見直し。

4 統合的な認知症ケアの体制づくり

- ・認知症相談事業の広報拡大と、地域連携、医療連携の充実。
- ・市民や事業者等との、認知症への理解を深めるためのビジョンの共有、展開。

5 在宅を支える介護保険サービスの充実

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護等、在宅を支える地域密着型サービスについて、引き続き計画的な整備を実施。

6 自分にあつた住まいや施設の利用

- ・市内事業所の人材確保状況は第6期計画当初と比較して、より厳しい状況にあることから、介護人材の育成・確保・定着を重点的に推進。

第7期町田市介護保険事業計画体系の方向性

地域ネットワークの充実 【重点になり得る取り組み】 ○高齢者支援センターの機能の充実 ・高齢者支援センターの事業評価の充実 ・地域ケア会議の役割の明確化及び内容の充実	認知症の人にやさしい地域づくりの推進 【重点になり得る取り組み】 ○認知症の人やその家族の視点を重視した取り組みの推進 ・認知症カフェ(Dカフェ)の開催 等 ○認知症早期対応・受診の支援の充実 ・認知症初期集中支援チームによる相談対応 等
地域の支え合いと介護予防の推進 【重点になり得る取り組み】 ○「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実 ・地域資源と連携した介護予防・生活支援サービスの創出 ・自立支援・重度化防止に向けた取り組みの実施	介護サービスの基盤整備 【重点になり得る取り組み】 ○地域密着型サービスの整備促進 ・地域ごとのニーズに合わせたサービス(認知症高齢者グループホーム等)の整備促進
状態に応じた切れ目ない在宅医療・介護サービスの仕組みづくり 【重点になり得る取り組み】 ○在宅医療・介護連携の推進 ・町田安心して暮らせるまちづくりプロジェクトの推進	介護サービスの質の向上と適正化 【重点になり得る取り組み】 ○介護人材の育成、確保、定着 ・介護人材開発の推進 ・元気高齢者(アクティブシニア)の活躍推進
在宅高齢者とその家族への支援の推進 【主な取り組み】 家族介護者の介護方法や各種制度などについての学習機会、家族介護者同士の交流機会の提供 等	

2017年度第7期町田市介護保険事業計画策定スケジュール

年月	審議会	関連委員会等	市民(事業所)意見	事務局	国
4月	第1回審議会				
5月	第2回審議会		市民・事業所調査 集計・分析		調査分析ツール 配布
6月	第3回審議会 <small>現在</small>	報告 地域密着型サービス運営委員会 地域包括支援センター運営協議会		2017年6月議会 【行政報告】第7期計画の概要について	
7月	第4回審議会	意見 報告 認知症施策推進協議会		国等の動向を計画素案に反映	全国課長会議 (基本指針案などの提示)
8月	第5回審議会	中間答申 意見		経営調整会議・経営会議	
9月		報告		2017年9月議会 【行政報告】 パブリックコメントの実施について	
10月			パブリックコメント (計画策定について) 実施期間(9月～10月) 市民説明会		
11月	第6回審議会	意見 地域密着型サービス 地域包括支援センター運営協議会			
12月	第7回審議会	報告		2017年12月議会 【行政報告】 パブリックコメントの報告について	報酬改定(仮)
1月		報告 地域密着型サービス運営委員会 地域包括支援センター運営協議会 認知症施策推進協議会		介護保険事業量見込 ・保険料計算	全国課長会議 (基本指針案の再提示)
2月	第8回審議会 答申	意見		経営調整会議・経営会議 第7期町田市介護保険事業計画策定	全国課長会議 (基本指針の告示)
3月				2018年3月議会 【行政報告】第7期計画の策定について 【条 例】介護保険条例改正	
4月					

※ スケジュールは、国等の動向に合わせて変更となる可能性がございます。